

福岡県公報

令和七年三月二十八日
第五百八十三号
増刊
②

目次

告示 示(第二百二十八号・第二百二十九号)

○学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める規程の一部を改正する告示 (私学振興課) ……………1

○福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示 (林業振興課) ……………1

訓令(第三号・第四号)

○法制審議会規程の一部を改正する訓令 (行政経営企画課) ……………1

○福岡県文書管理規程の一部を改正する訓令 (行政経営企画課) ……………1

告示

福岡県告示第二百二十八号

学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月二十八日

福岡県知事 服部 誠太郎

学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める規程の一部を改正する告示

学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める規程(平成二十一年六月福岡県告示第千十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第一項」を「第十九条第一項」に、「第六十四条第四項」を「第一百五十二条第五項」に改める。

附則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

福岡県告示第二百二十九号

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月二十八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示

福岡県造林事業補助金交付規程(昭和五十四年十一月福岡県告示第千六百七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号中「暴力団(以下この号)を「暴力団(第三号)」に、「暴力団員(以下この号)を「暴力団員(次号及び第三号)」に改める。

別表二林相転換特別対策(特定スギ人工林)の部を次のように改める。

種別	面積(ヘクタール)	林種	伐期	伐率	伐後管理
第一号	0.1	スギ	10年	10%	伐後5年間は、伐後管理費を算入する。
第二号	0.1	スギ	10年	10%	伐後5年間は、伐後管理費を算入する。
第三号	0.1	スギ	10年	10%	伐後5年間は、伐後管理費を算入する。
第四号	0.1	スギ	10年	10%	伐後5年間は、伐後管理費を算入する。
第五号	0.1	スギ	10年	10%	伐後5年間は、伐後管理費を算入する。
第六号	0.1	スギ	10年	10%	伐後5年間は、伐後管理費を算入する。
第七号	0.1	スギ	10年	10%	伐後5年間は、伐後管理費を算入する。
第八号	0.1	スギ	10年	10%	伐後5年間は、伐後管理費を算入する。
第九号	0.1	スギ	10年	10%	伐後5年間は、伐後管理費を算入する。
第十号	0.1	スギ	10年	10%	伐後5年間は、伐後管理費を算入する。

附則

この告示は、令和七年四月一日から施行し、改正後の福岡県造林事業補助金交付規程の規定は、令和七年度分の補助金から適用する。

訓令

福岡県訓令第三号

本 庁

法制審議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

福岡県知事 服部 誠太郎

法制審議会規程の一部を改正する訓令

法制審議会規程(昭和二十六年十月福岡県訓令第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第四条第二項中「知事の指定する副知事」を「総務部長」に、「総務部長」を「総務部次長」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 委員は、部（総務部及び会計管理当局を除く。以下この項において同じ。）の次長（次長が二人以上ある部にあつては、当該部の部長が指名する次長）及び総務部財政課長を充てる。

第六条第二項中「委員長である副知事以外の」を削り、同条第三項中「ものとする」を「ことができる」に改める。

第七条第一項中「ときは」の下に「、委員長が輕易なものと認めるものを除き」を加え、同条第二項中「あつては」を「あつては」に改める。

第九条及び第十条を次のように改める。

（回議）

第九条 委員長が急施を要し審議会に付議するいとまがないと認める場合は、委員一人以上及び副委員長（総務部及び会計管理当局にあつては、副委員長）に回議し、委員長の決裁を受けることをもって前条の会議に代えることができる。

（幹事長及び幹事）

第十条 審議会に幹事長一人及び幹事若干人を置く。

2 幹事長及び幹事は、県職員のうちから知事が指名する。

3 幹事長は、審議会の審議に付される事案のうち委員長が特に必要と認めるものの審議事務を整理するため、幹事会を招集する。

4 幹事長及び幹事は、幹事会に出席するほか、委員長の命を受け、審議会の所掌事務に関する調査、研究等を行う。

5 幹事長及び幹事は、委員長が必要と認める場合は、審議会に出席し、意見を述べることができる。

第十一条を削り、第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和七年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この訓令の施行の日の前日において、この訓令による改正前の第四条第三項又は第十一条第二項の規定により、委員又は幹事に任命されている者は、同日をもって別に辞令を用いなくてそれぞれの職を免ぜられたものとする。

福岡県訓令第四号

本 庁

出先機関

福岡県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県文書管理規程の一部を改正する訓令

福岡県文書管理規程（平成十六年一月福岡県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項ただし書中「並びに議案」を削る。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。